

## 訪問介護及び訪問介護サービス契約書

様（以下、「利用者」といいます）と株式会社オフィス心絆の営むころねヘルパーステーション（以下、「事業者」といいます）は、利用者が事業者の提供する訪問介護及び訪問介護サービス（以下、「訪問介護等」といいます）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 本契約は、事業者が利用者に対し、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて定めます。

（契約期間）

第2条

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日 から第9条の契約の終了事由に該当するまでとします。
- 2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は同じ内容で更新されるものとします。

（訪問介護及び訪問介護サービス計画書）

第3条

- 1 サービス提供責任者は、利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえたうえで、訪問介護等の目標、事業者が提供する訪問介護等の具体的内容、所要時間、日程等を盛り込んだ訪問介護及び訪問介護サービス計画書（以下、「訪問介護計画書等」といいます）を、本契約締結の日から10日以内に作成します。
- 2 訪問介護計画書等については、原則6か月に1度定期的に見直すほか、必要に応じて見直します。
- 3 訪問介護計画書等の作成及び変更に際しては、その内容を利用者及びその家族に説明し、ご納得いただいた上で記名押印を頂きます。

（訪問介護及び訪問介護サービスの内容）

第4条

事業者は、その指揮命令のもとに、訪問介護従業者（以下、「従業者」という。）を利用者の居宅等に訪問させ、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言などのうちから前条に定める訪問介護計画書等にもとづいて適切にサービスを提供します。

（サービス提供の記録）

第5条

- 1 事業者は、毎回の訪問介護等終了時に、利用者から書面により提供の確認を受けます。
- 2 事業者は、訪問介護等の提供に関する諸記録を作成し、サービス提供後5年間保存します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する第2項の諸記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項の諸記録の複写物の交付を受けることができます。

(料金)

第6条

- 1 利用者は、訪問介護等の対価として「重要事項説明書」に定める料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を添付して、翌月 17 日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月 25 日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払を受けたときは、利用者に領収証を発行します。
- 5 利用者は、従業者が居宅において訪問介護等実施のために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用を負担します。

(訪問介護等の中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、訪問介護等提供の前日の 17 時までに通知をすることにより、料金を負担することなく利用を中止、またはキャンセルすることができます。

(相談・苦情対応)

第8条

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、この契約に関する利用者の要望、苦情等に対し、利用者の立場に立って、誠実かつ迅速に対応し、改善に努めます。なお、苦情の申立てによって、利用者が不利益な対応を受けることは一切ありません。
- 2 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。
  - (1) 事業者が正当な理由なく訪問介護等を提供しない場合
  - (2) 事業者が守秘義務に反した場合
  - (3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

(契約の終了)

第9条

- 1 利用者は、事業者に対して、7 日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間内の通知でも契約を解除することができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項に規定する事由に該当した場合及び事業者が破産した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
- 3 事業者は、事業所の廃止・縮小等、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、30 日間の予告期間において、理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- 4 事業者は、次の事由に該当した場合は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
  - (1) 利用者の訪問介護等利用料金の支払いが正当な理由なく 3 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、7 日以内に支払われない場合
  - (2) 利用者またはその家族が事業者や従業者に対して本契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
  - (3) 利用者の要介護・要支援認定が非該当となった場合で、かつ事業対象者にも該当しなかった場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が施設に入所した場合
- (2) 利用者が医療機関に入院し、三か月が経過した場合
- (3) 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

#### 第10条

- 1 事業者及びその従業者は、訪問介護等の提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 前項の規定にかかわらず、個人情報使用同意書（別紙）に記載された内容、及び第14条に定める介護保険関係機関等の連携をとる場合には、事業者は利用者の個人情報を用いることがあります。

(賠償責任)

#### 第11条

事業者は、訪問介護等の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対処)

#### 第12条

事業者は、現に訪問介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な対応を行います。

(身分証携行義務)

#### 第13条

従業者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

(連携)

#### 第14条

- 1 事業者は、訪問介護等の提供に当たっては、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の指定福祉・介護事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、訪問介護等の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(本契約に定めのない事項)

#### 第15条

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令の定めるところに従い、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第16条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約締結を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。なお、契約締結に際し別紙重要事項説明書を説明し、その内容に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_

代理人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

本人との関係 \_\_\_\_\_

代理署名した理由 \_\_\_\_\_

訪問介護及び訪問介護サービス契約の締結にあたり、別紙重要事項説明書により重要事項を説明いたしました。

事業者所在地 広島市安芸区矢野西三丁目16番10号 \_\_\_\_\_

事業者名 株式会社オフィス心絆 \_\_\_\_\_

役職名 代表取締役 山崎 晴敏 \_\_\_\_\_ 印

事業所所在地 広島市中区江波南三丁目12番8号コーポ原田201号 \_\_\_\_\_

事業所名 ころねヘルパーステーション \_\_\_\_\_

管理者 山崎 真澄 \_\_\_\_\_ 印

説明者 山崎 晴敏 \_\_\_\_\_ 印